

「チョイソコおかざき」実証実験

運行計画

(2020年10月～2022年3月)

■はじめに

本市では、高齢社会の進展や中心市街地の衰退、マイカー社会の進行などの社会問題へ対応するため、自動車に過度に依存した交通体系から、公共交通、自家用車、自転車、歩行者とそれぞれの交通手段が連携した交通体系への転換を目指すとともに、「健やかで心豊かなまちおかざき」に向け、生涯を通じて健康に過ごせるように、健康寿命の延伸と地域や生活環境などから生じる健康格差をなくし、誰もが健康を手に入れられる社会を目指している。

今回、「チョイソコおかざき」の実証実験を行う六ツ美中部学区は、バス路線の「岡崎・西尾線」が南北に縦断して運行しているが、地域公共交通網形成計画に規定する公共交通力バード域（鉄道駅1,000m、またはバス停500m圏内）に属する地域が少なく、学区の多くが交通不便地域となっている。また、学区内には病院やスーパー等が非常に少なく、日常生活を過ごすには学区外へのお出かけが必要不可欠な地域である。

そのような現状を受け、地域が主体となり、地域住民の日常生活における移動手段の確保やお出かけによる健康増進を目的として、地域住民組織である「六ツ美中部学区エリアバス運営協議会」が平成31年12月1日に設立され、身近に使える地域での移動手段の導入を検討した結果、今回の実証実験では、「健康増進となる買物等の目的」と「公共交通としての移動手段」を強く結びつけ、より外出しやすくなることで、高齢者自身での自家用車の運転や家族の送迎に代替できるかを検証し、今後の岡崎市のより良い公共交通体系の実現に向けた施策の検討を行うものとする。

1 チョイソコおかざきの運行に関する事項

(1) 送迎対象

チョイソコおかざき会員登録申込書を事業主体（市及びアイシン精機㈱、以下「事業主体」という。）へ提出し、書面にて利用開始の連絡を受けたもの（以下、「会員」という。）及びその介助者または、同乗者とする。

(2) 会員条件

六ツ美中部小学校区（以下、「学区」という。）に在住している12歳（中学生）以上の者であり、自力で予約並びに停留所まで移動及び乗降することができる者。

※介助者の同行により乗降できる場合は利用可。
※車いすでの利用は不可。

- ・六ツ美中部小学校区在住とは、会員登録時点で同学区に居住しているものとし、なお、会員が学区外へ転出した場合には、その時点で会員登録を抹消するものとする。
- ・12歳（中学生）以上の者とは、会員登録時点で年齢が12歳以上で、かつ、中学生以上の者をいう。
- ・介助が必要な会員は、介助者を同行できるものとする。なお、介助者は上記に規定する会員条件を満たさなくてもよいものとする。
- ・12歳以下、かつ、中学生未満の者については、会員と同行する場合にのみ乗車できるものとする。
- ・会員条件の確認は、市が住民情報等をもとに行うものとする。

(3) 運行日・運行時間

運行日は平日とし、下記を除く日とする。

- (ア) 土曜日及び日曜日
- (イ) 祝日
- (ウ) 年末年始、ゴールデンウィーク、夏季休暇等、事業主体が別に定めた日
- (エ) その他、天候条件や災害など安全な運行に支障がある日

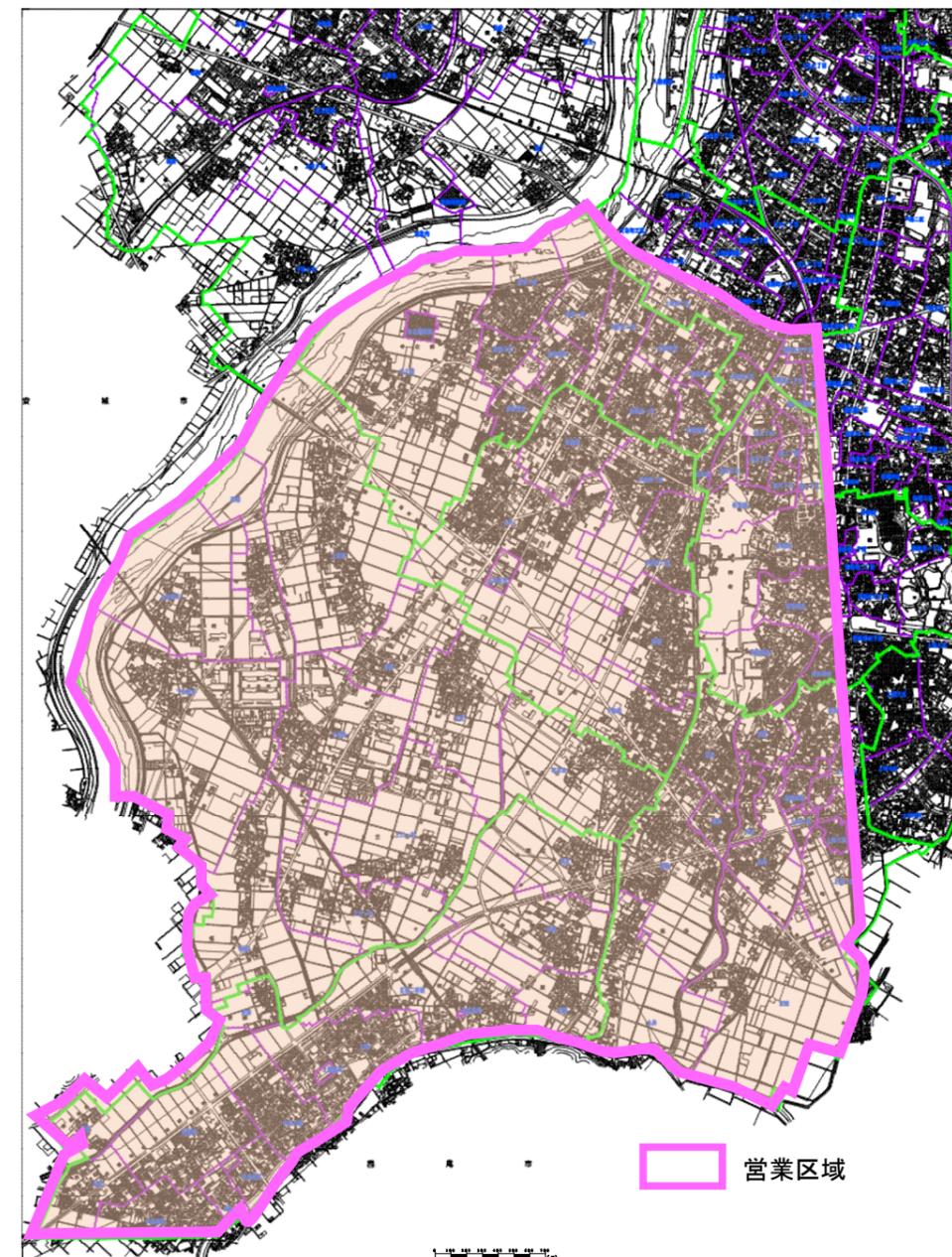
運行時間は交通事情等によりやむを得ない場合を除き、運行日の午前9時から午後4時までとする。

(4) 営業区域

営業区域は以下に示す区域とする。（図1 営業区域図参照）

- ・営業区域は、岡崎市内の以下の区域とする。

上青野町、高橋町、合歓木町、下青野町、福桶町、上三ツ木町、下三ツ木町、在家町、坂左右町、中之郷町、赤渋町、牧御堂町、法性寺町、宮地町、羽根西1丁目、羽根西2丁目、羽根西3丁目、羽根西新町、柱1丁目、柱2丁目、柱3丁目、柱4丁目、柱5丁目、柱6丁目、柱町、井内町、土井町、野畑町、下和田町、針崎1丁目、針崎2丁目、福岡町、国正町、中村町、定国町、正名町、二軒屋町、中島東町、中島中町、中島西町、安藤町、中島町、針崎町の一部、若松町の一部、上地町の一部



▲図1 営業区域図

(5) 停留所種類

チョイソコおかざき（以下、「チョイソコ」という。）の乗降できる場所として、下記のとおり停留所を設置する。なお、停留所以外での乗降は不可とする。

- (ア) 住宅地停留所
- (イ) 公共施設停留所
- (ウ) 事業者停留所

・住宅地停留所とは、学区内の任意の場所に設置する停留所で、地域住民の利便性及びチョイソコの運行効率及び安全性を考慮し、地域住民との合意をもとに設置する下記停留所とする。

【2020年5月1日時点での住宅地停留所】

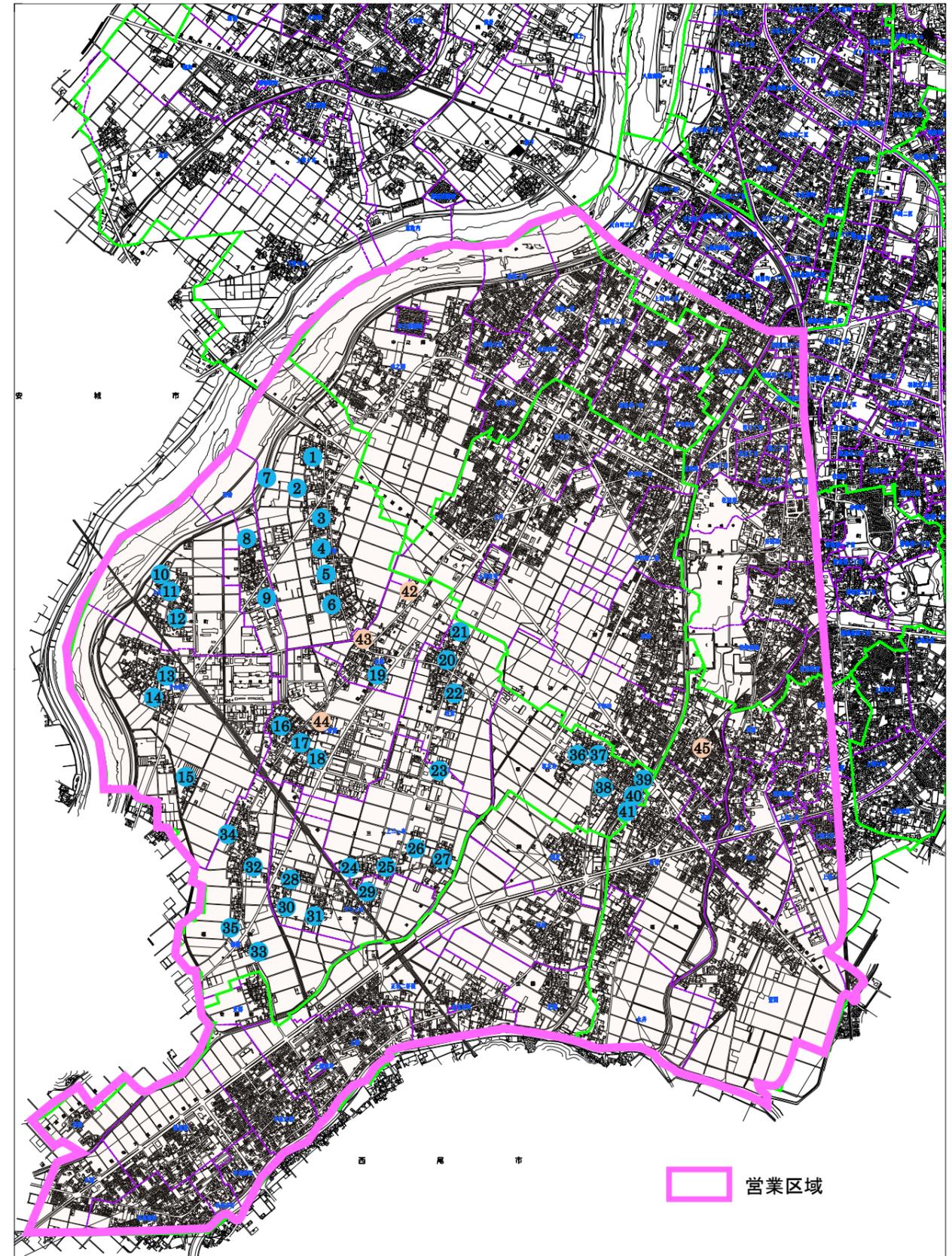
①上青野児童遊園地	⑪上合歓木こども広場	⑲ 在家町竹戸	⑳下三ツ木町田中	㉑ 坂左右東
②上青野町新井	⑫上合歓木町倉庫ごみステ	⑳ 在家町地蔵堂	㉑福桶6-2ごみステ	
③上青野神社東口	⑬下合歓木町公民館	㉒ 上三・北	㉓福桶8-2ごみステ	
④上青野中央口	⑭ 正願寺	㉔ 上三・西	㉕福桶町公民館	
⑤上青野10組ごみステ	⑮下合歓木町新田ごみステ	㉖上三ツ木町公民館	㉗ 福桶公園	
⑥上青野高畑ごみステ	⑯下青野公民館	㉘上三・前開道	㉙坂左右町公民館	
⑦高橋グラウンド	⑰下青野中央広場ごみステ	㉚ 上三・東	㉛ 坂左右北	
⑧高橋町公民館前	⑱下青野東	㉜下三西側ごみステ	㉝坂左右中央ごみステ	
⑨高橋町南	⑲樺宮神明社南ごみステ	㉞下三東側ごみステ	㉟ 坂左右北東	
⑩上合歓木町公民館	㉑ 養楽寺	㉠下三ツ木町薬師	㉡みさかはし西	

・公共施設停留所とは、市の申し出により公共施設等周辺に設置する下記停留所とする。

㉢ふれあいドーム (南部地域福祉センター)	㉣六ツ美支所	㉤六ツ美中部学区 市民ホーム	㉥福岡町
--------------------------	--------	-------------------	------

・事業者停留所とは、事業主体が指定するスポンサー契約への申込みがあった事業者の所在地に設置する下記停留所とする。

【2020年5月1日時点での事業者停留所】



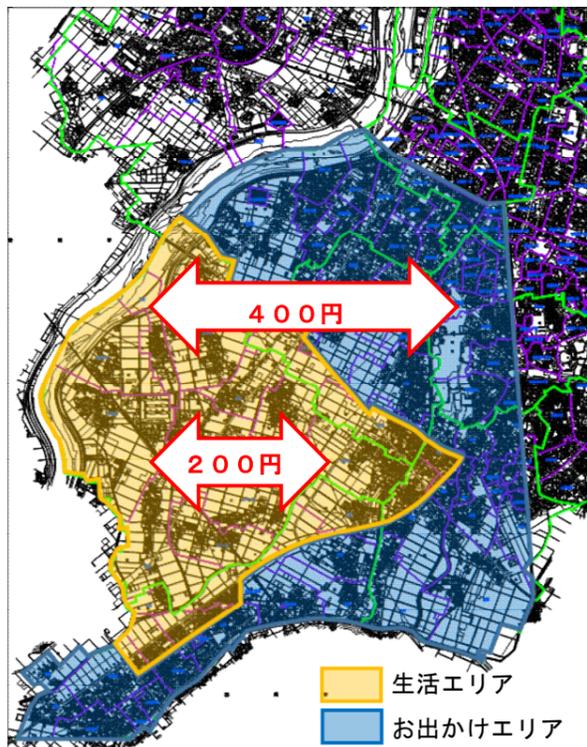
▲図2 停留所位置図 (2020年5月1日現在)

(6) 運賃

「生活エリア」内の停留所間の移動は1乗車につき1人200円の定額とする。
 「お出かけエリア」内の停留所を含む移動は1乗車につき1人400円の定額とする。
 会員は乗継券を100円相当として利用することができる。

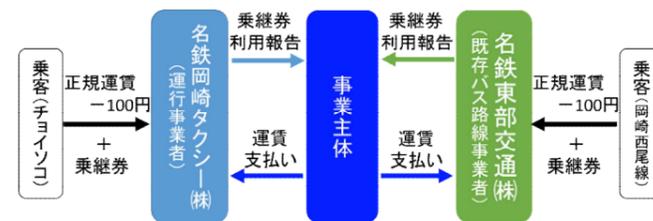
- ・「生活エリア」は学区から外へ500m以内の主な道路等を境界としたエリアとする。
- ・「お出かけエリア」は「生活エリア」内にスーパーマーケットや病院などの日常生活に必要な遠保等が少ないことを考慮し、1級河川や鉄道敷等の交通上ボトルネックとなる箇所及び市域を超えない範囲で設定するものとする。
- ※「日常生活に必要な店舗等が少ない」エリアの基準は、岡崎市立地適正化計画に定められた居住誘導重点区域及び居住誘導区域の占有率が50%未満のエリアとするものとする。
- ・運賃は乗車につき200円及び400円（消費税及び地方消費税含む）の定額制とし、利用者は乗車時に当該運賃を払うものとする。
- ・障がい者、介助者、小学生以下等を含む全ての人、上記の運賃とする。
- ・使用された乗継券は、名鉄東部交通株式会社及びチョイソコ運行事業者が集計し、事業主体にその運賃相当額を請求するものとする。請求された事業主体は運賃としてそれぞれに支払うものとする。

～運賃イメージ～



▲図3 運賃イメージ図

～乗継券の取り扱いイメージ～



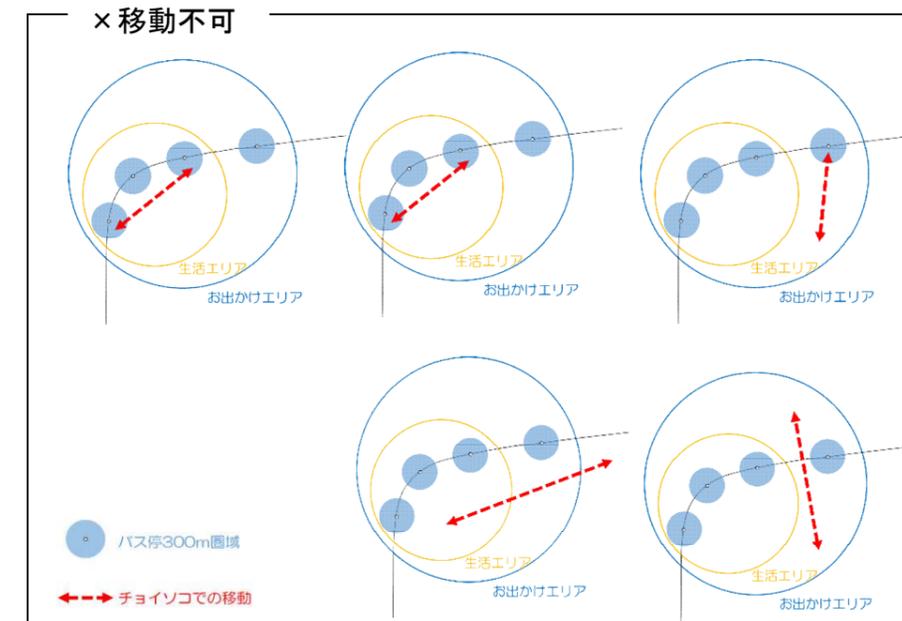
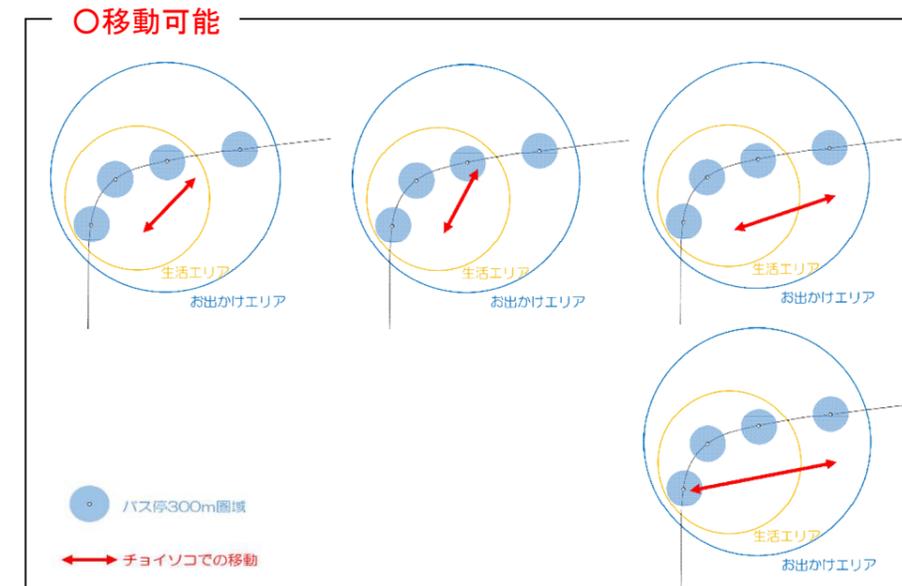
▲図4 乗継券の取り扱いイメージ図

(7) 移動ルール

営業区域内の全ての停留所間を原則移動可能とする。ただし、既存バス停留所300m圏域内どうしの移動は禁止とする。
 また、お出かけエリアでの移動は、生活エリアとお出かけエリアの相互移動のみ可能とする。
 「福岡町」停留所の移動は坂左右町区域内の停留所との相互移動のみ可能とする。

既存バス路線(岡崎西尾線)、タクシーとの共存及び運行効率等を考慮し上記のように定める。
 「福岡町」停留所は前頁図2「停留所位置図」内の④で示す停留所とする。
 「坂左右町区域内の停留所」は前頁図2「停留所位置図」内の③から④で示す停留所とする。

～移動ルールイメージ～



▲図5 停留所間移動ルールイメージ図

(11) 停留所設置ルール

(ア) 設置手続きについて

停留所の設置を行う場合は、本章(イ)及び(ウ)を満たし、かつ、六ツ美中部学区エリアバス運営協議会(以下、「運営協議会」という。)にて承認を受けたもののみ設置できるものとする。なお、岡崎市交通政策会議には速やかに報告を行うものとする。

- ・運営協議会での承認の際には、事業主体及び運行事業者が承認したものに限るものとする。
- ・停留所の安全等を配慮した公安協議については、岡崎市交通政策会議での速やかな報告を以て足りるものとする。
- ・停留所の名称変更等の軽微な変更については、変更後に岡崎市交通政策会議にて速やかに報告するものとする。

～停留所表示イメージ図～



▲図8 停留所表示イメージ図

(イ) 設置位置について

住宅地停留所は、学区内の任意の場所に設置できるものとする。
 事業者停留所は、営業区域内に所在する事業所に設置できるものとする。ただし、「お出かけエリア」内については既存バス路線及びタクシーとの共存を配慮したもののみ設置できるものとする。
 公共施設停留所は、市の申し出により公共施設等周辺に設置できるものとする。

- ・住宅地停留所は、地域住民の利便性及びチョイソコおかげの運行効率及び安全性を考慮し、地域住民との合意をもとに設置するものとする。
- ・事業者停留所は、事業主体が指定するスポンサー契約への申込みがあった事業者の所在地に設置するものとする。
- ・「既存バス路線及びタクシーとの共存を配慮したもの」とは、以下の全ての条件を満たしたものであるものとする。

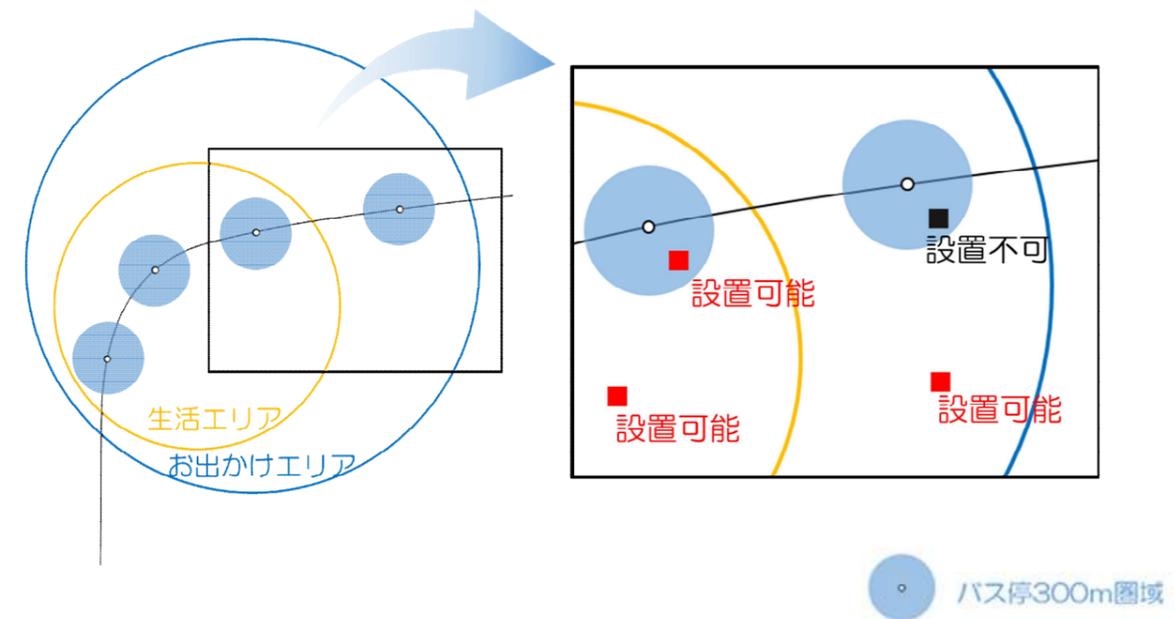
(a) チョイソコから乗換ができる既存バス路線(岡崎西尾線(下青野経由))の既存バス停留所を中心とした半径300m圏域外であり、既存バス路線では行くことができない事業所であること。

※圏域内外の判断基準は、目的物全体が含まれるものか否かとする。

※岡崎西尾線からその他のバス路線へ乗換えて行ける事業所については、チョイソコの乗車から考えると2回以上の乗換が必要となり、実際に利用される経路とは考えづらいため既存バス停留所圏域とは考えないものとする。

(b) チョイソコから乗換ができる既存バス路線(岡崎西尾線(下青野経由))の運行事業者である名鉄東部交通株式会社及び、愛知県タクシー協会岡崎支部と協議し、問題ないと判断されたものであること。

～事業者停留所位置イメージ図～



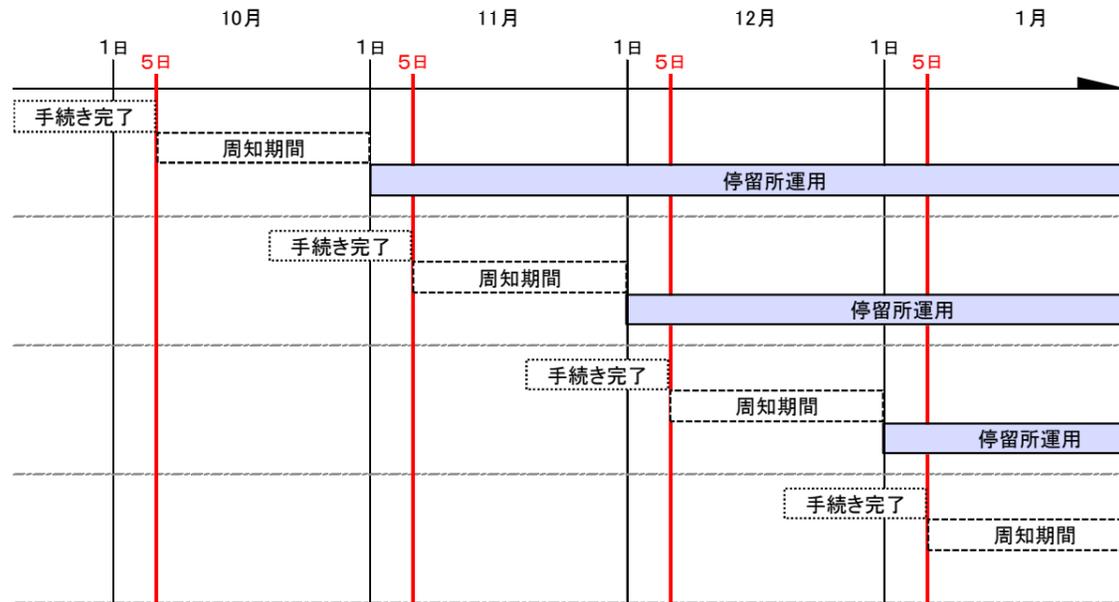
▲図9 事業者停留所位置イメージ図

(ウ) 設置申込みについて

住宅地停留所の設置は、会員の発意により運営協議会に諮るものとする。
 事業者停留所は、設置を希望する事業者が事業主体へ申込み等手続きを行ったもののみ運営協議会に諮るものとする。
 公共施設停留所の設置は、会員及び事業主体の発意により運営協議会に諮るものとする。
 それぞれ、毎月5日までに申込み等手続き等を完了することで、翌月1日より設置できるものとする。

- ・住宅地停留所の設置について、発意する会員は十分な利用（延べ10人/月以上）が見込まれる場所のみ発意できるものとする。

～新規設置イメージ～



▲表2 停留所新規設置行程イメージ

(12) 停留所廃止ルール

(ア) 廃止手続きについて

停留所の廃止を行う場合には、運営協議会にて承認されたもののみ廃止できるものとする。なお、岡崎市交通政策会議には速やかに報告を行うこととする。

- ・運営協議会での承認の際には、事業主体及び運行事業者が承認したものに限るものとする。

(イ) 廃止申込みについて

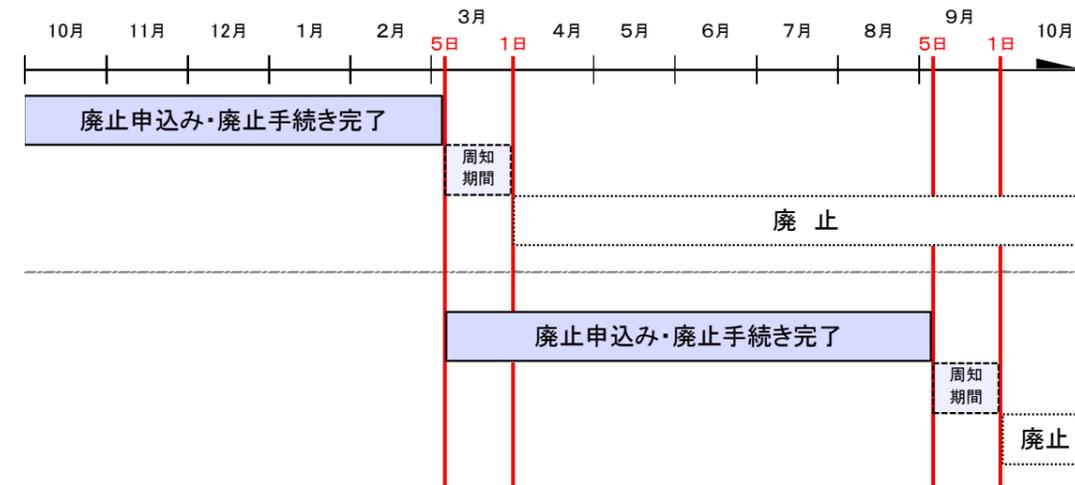
住宅地停留所及び公共施設停留所は、会員または事業主体のいずれかが発意することにより運営協議会に諮るものとする。
 事業者停留所は、廃止を希望する事業者の発意または廃業等、その他不測の事態により運営協議会構成員が廃止すべきと判断した場合は運営協議会に諮るものとする。
 それぞれ、3月または9月（以下、「廃止月」という。）の5日までに廃止手続きを行うことで廃止月の末日をもって廃止できるものとする。

停留所運用期間が6カ月以下の停留所については、利用者の利便性を考慮し、原則廃止できないものとする。ただし、以下に該当する停留所については、この限りではない。

- 令和2年10月1日から令和3年3月1日までの期間に設置された事業者停留所
- 短期的なイベント（季節限定のイベント等）のために設置された停留所
- その他廃止すべき特別な事由が認められる停留所

- ・廃止については会員の利便性を損なうものとなるため慎重に判断するものとする。

～廃止イメージ～



▲表3 停留所廃止行程イメージ

(13) 運行車両

実証運行する車両は計3台（本運行車両1台+予備車両2台）とする。

- ・本運行車両は事業主体から運行事業者である名鉄岡崎タクシーに無償貸与するものとする。（10人乗りハイエースグランドキャビン）
- ・予備車両2台については運行事業者が用意するものとする。
- ・運行事業者は、上記計3台の車両を用いて道路運送法第21条第2項の規定に基づき、有償による乗合旅客運送を行う。

(14) チョイスコ通信

事業主体は、原則1ヶ月に1回程度、チョイスコ会員に対する広報誌（以下、「チョイスコ通信」という。）を送付するものとする。
記載内容は、停留所の設置及び廃止、イベント情報等、その他事業主体が必要と判断するものとする。

(15) 実証実験の検証項目

岡崎市交通政策会議において、次の表の項目について検証を行う。なお、必要に応じて検証内容・検証方法を見直すことにより、次期の運行計画へ反映をする。

項目	検証内容	検証方法
チョイスコ利用者	<ul style="list-style-type: none"> ・1日あたりの利用者数 ・時間別利用者数 ・ODデータ ・年代別利用状況 ・アプリ利用状況 ・登録者のうち未利用者数 ・予約不成立状況 ・岡崎西尾線との乗換え人数 ・リピート率 ・目的創出による利用状況の変動 ・乗合率（参考） 	チョイスコ利用者データ
	<ul style="list-style-type: none"> ・利用をやめた人の理由 ・自家用車依存度 ・以前の主な移動手段 ・免許返納状況 ・帰りの移動手段 	チョイスコアンケート
チョイスコ利用者の外出頻度及び健康状況	<ul style="list-style-type: none"> ・お出かけ頻度の変化 ・健康状況の変化 	チョイスコアンケート 介護保険等実態調査
チョイスコの事業性	<ul style="list-style-type: none"> ・収支（非開示） 	チョイスコ収支データ

▲表4 実証実験の検証項目

(16) 実証実験スケジュール

本実証実験の期間は1年6カ月とする。
実証実験開始から6ヶ月ごとに運営協議会にて検証を行い、検証結果を岡崎市交通政策会議にて報告するものとする。
検証結果を基にそれ以降の運行計画案の変更等を運営協議会で協議し、必要に応じて岡崎市交通政策会議にて協議または報告するものとする。

- ・検証は、チョイスコ・タクシー及び岡崎西尾線の利用状況、利用者アンケート等を用いて行う。



▲表5 実証実験スケジュール

2 チョイソコおかざき運行及び検証に関するデータ

(1) 六ツ美中部学区の概要について



【面積：7.43km²】

人口等	総数(人)	男性(人)	女性(人)	世帯数(世帯)
年齢区分(才)	5,382 (387,879)	2,735 (196,955)	2,647 (190,924)	1,935 (163,897)
～14	682 (55,847)	349 (28,736)	333 (27,111)	—
15～64	3,199 (242,722)	1,708 (127,583)	1,491 (115,139)	—
65～	1,501 (89,310)	678 (40,636)	823 (48,674)	—
高齢化率	27.9% (23.0%)	24.8% (20.6%)	31.1% (25.5%)	—

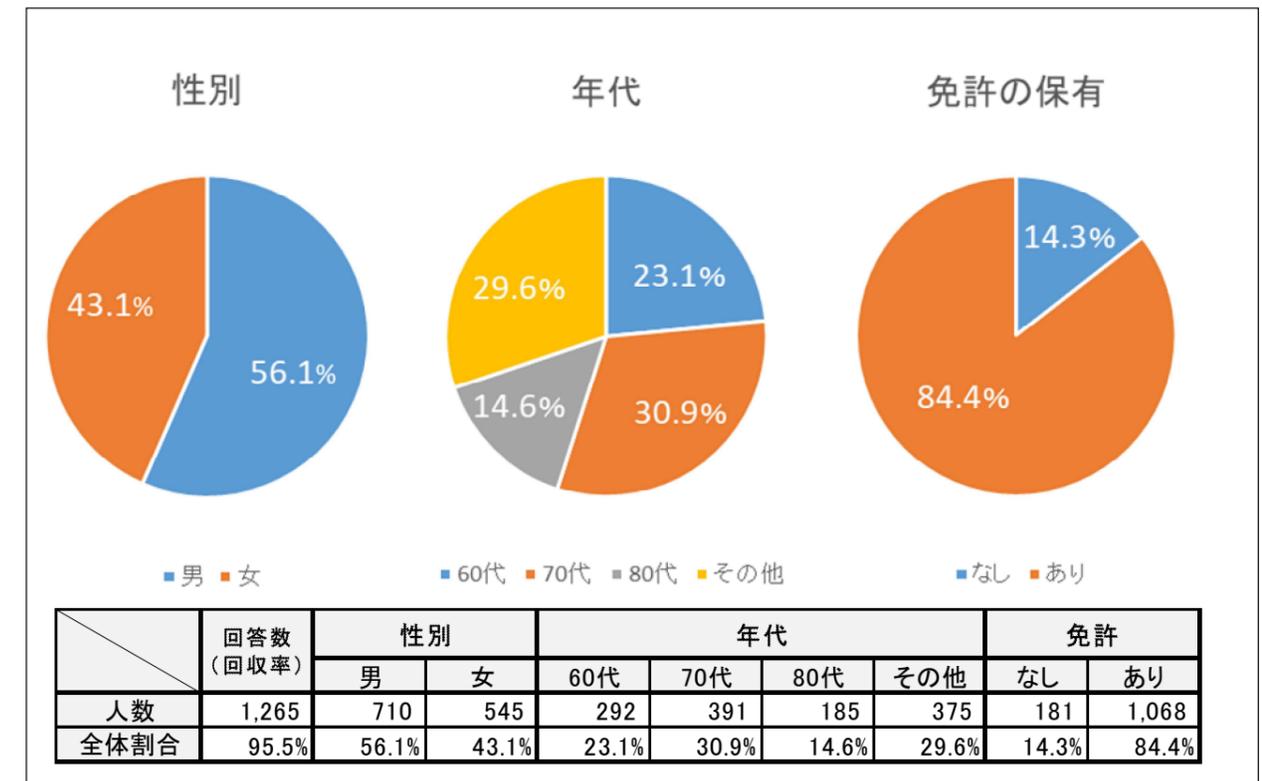
(人口等は令和1年10月1日時点。上段：六ツ美中部学区、下段：全小学校区)

(2) 六ツ美中部学区の生活交通に関するアンケート

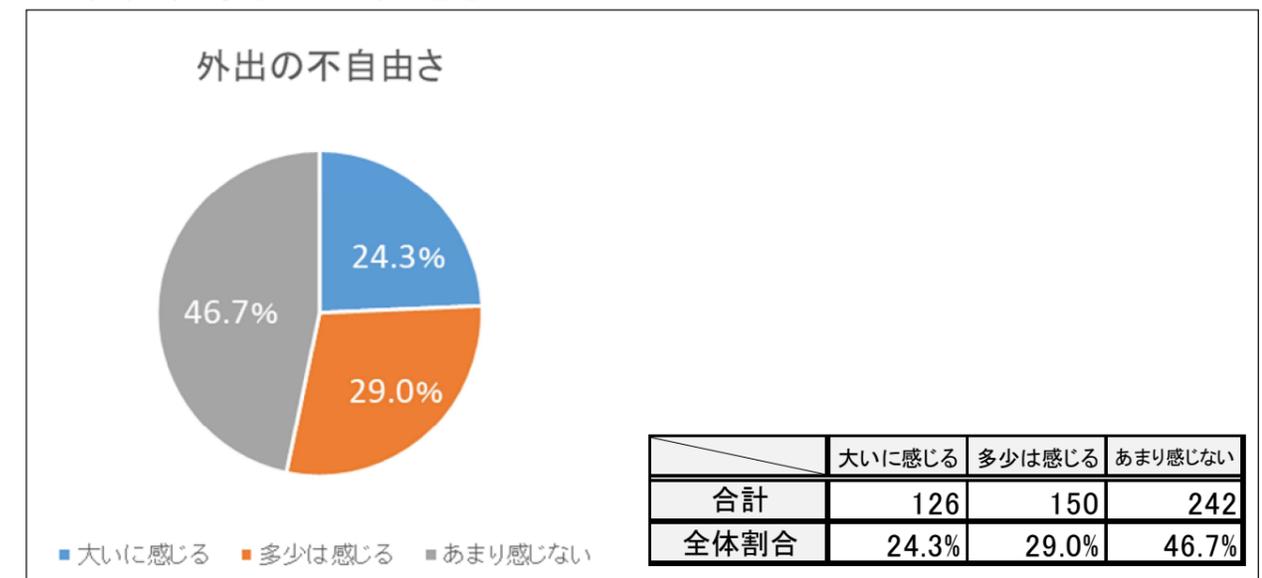
対象：六ツ美中部学区在住世帯

実施期間：平成30年9～10月

(ア) 属性について

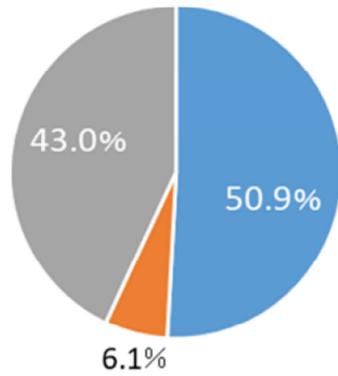


(イ) 外出することの不自由さについて



(ウ) 外出する際の主な交通手段

主な外出手段

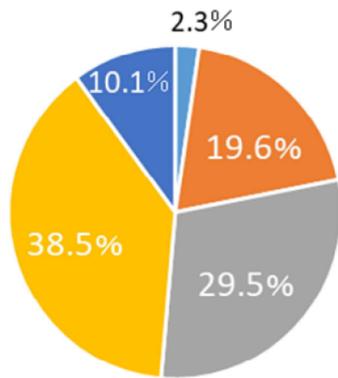


■ 家族、知人に車で送ってもらう ■ タクシー ■ その他

	家族、知人に車で送ってもらう	タクシー	その他						
			車	電動カー	バイク	バス	自転車	徒歩	その他
合計	233	28	144	1	2	10	26	3	11
全体割合	50.9%	6.1%	31.4%	0.2%	0.4%	2.2%	5.7%	0.7%	2.4%

(エ) 1ヶ月の外出頻度

外出頻度

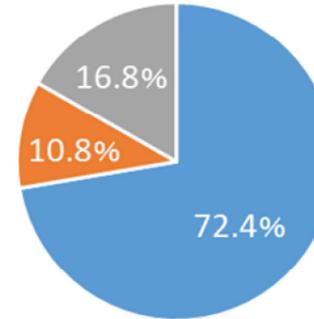


■ 1日程度 ■ 5日以内 ■ 10日前後 ■ 20日前後 ■ わからない

	1日程度	5日以内	10日前後	20日前後	わからない
合計	11	93	140	183	48
全体割合	2.3%	19.6%	29.5%	38.5%	10.1%

(イ) 主な外出先

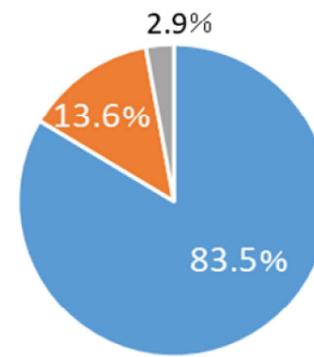
病院・医院



■ 地域医療施設 ■ 第2次・第3次救急 ■ その他

大分類	中分類	回答数	中分類割合
病院・医院	地域医療施設	612	72.4%
	第2次・第3次救急	92	10.8%
	その他	142	16.8%

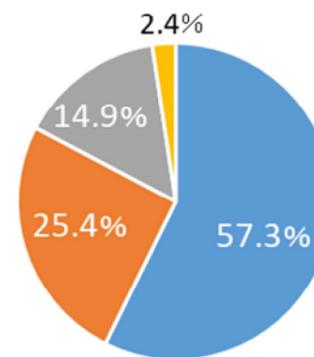
日常の買い物



■ ドラッグストア・スーパー等 ■ 個人店 ■ その他

大分類	中分類	回答数	中分類割合
日常の買い物	ドラッグストア・スーパー等	1,446	83.5%
	個人店	236	13.6%
	その他	50	2.9%

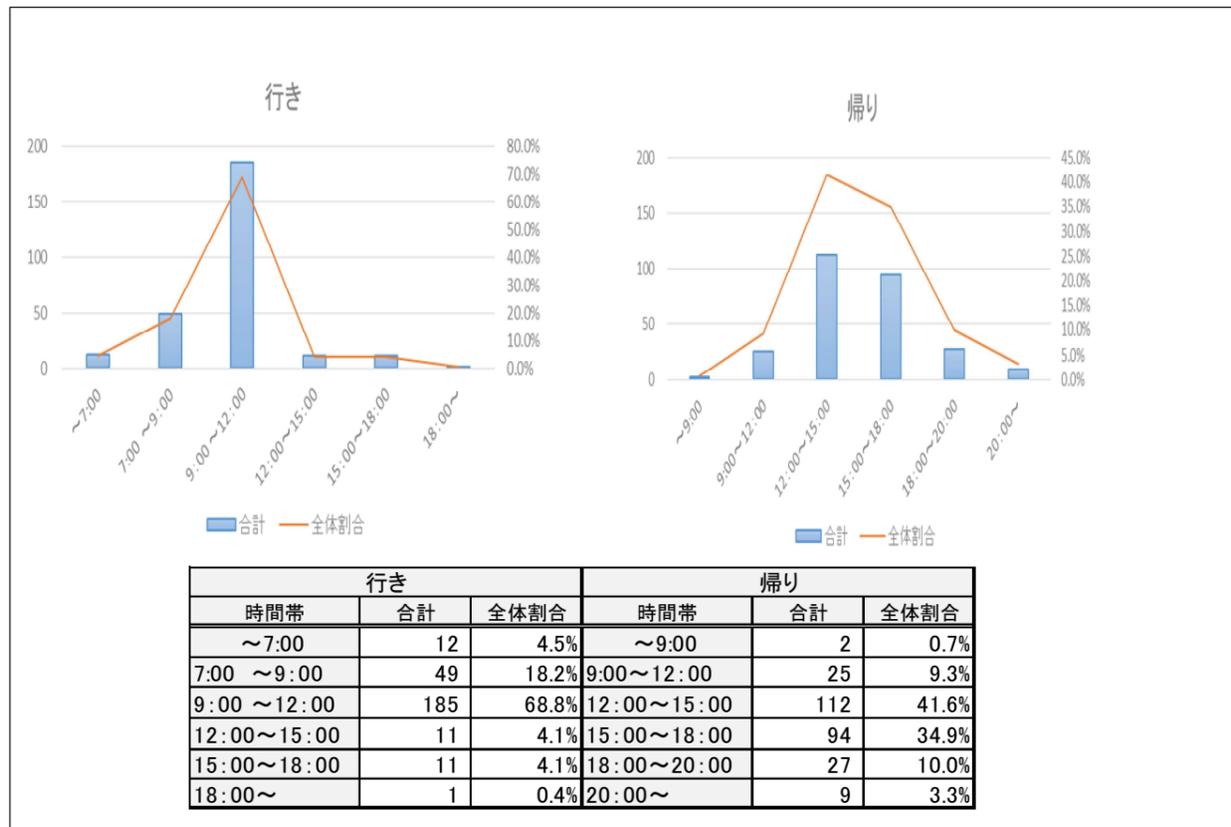
公共施設等



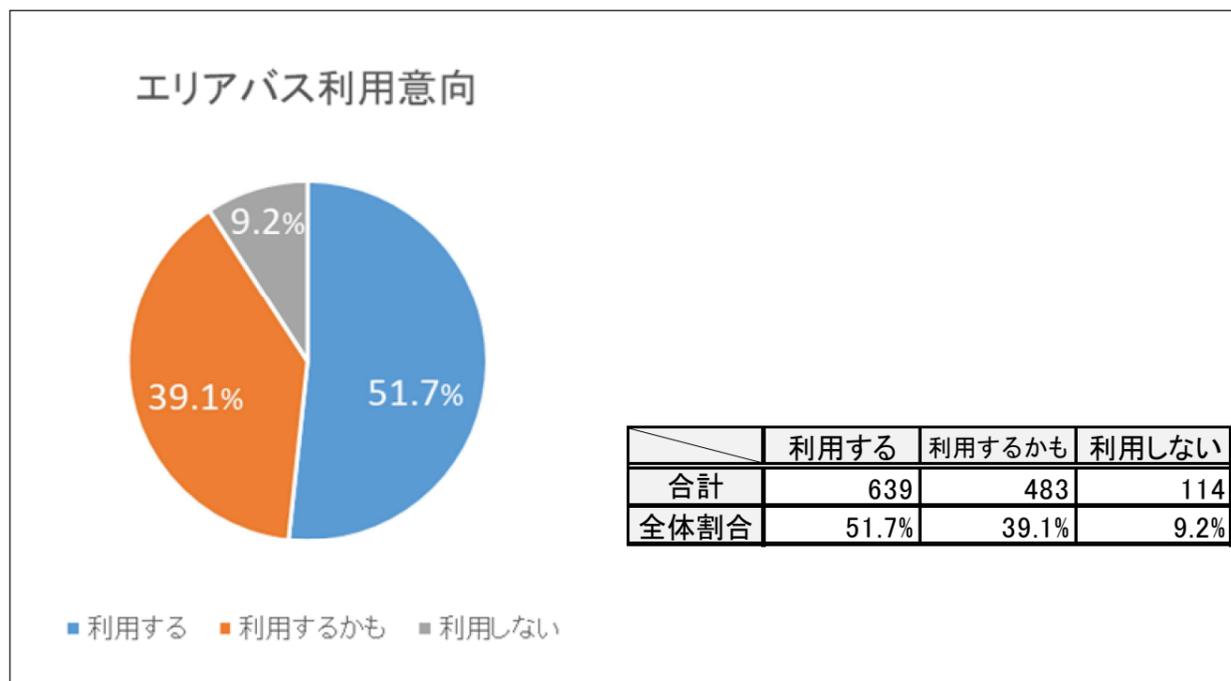
■ 金融機関 ■ 支所等 ■ 鉄道駅 ■ その他

大分類	中分類	回答数	中分類割合
公共施設等	金融機関	746	57.3%
	支所等	330	25.4%
	鉄道駅	194	14.9%
	その他	31	2.4%

(オ) 主なお出かけ時間



(カ) エリアバス利用意向



(3) 岡崎市介護保険に関する調査

調査期間：令和元年 11 月 14 日～11 月 29 日

調査票の配布、回収状況

	配布数	回収数	回収率
1 一般高齢者（満 65 歳以上で要介護認定を受けていない人） ※日常生活圏域（支所区域）ごとに 450 人を抽出 450×8 圏域	3,600	2,699	75.0%

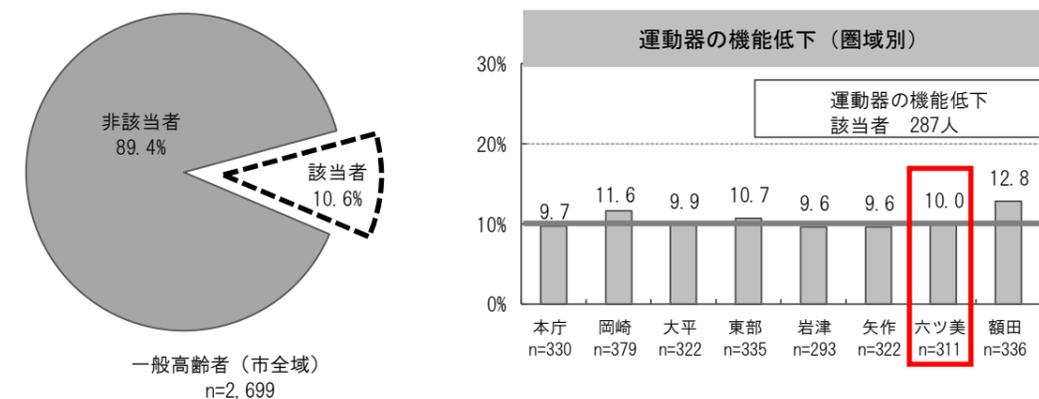
1 健康状況について

① 日常生活圏域別の運動器の機能低下状況

○一般高齢者において各リスク該当高齢者の出現率を日常生活圏域別でみると、六ツ美支所区域（10.0%）で市全域（10.6%）を下回っています。

判定条件		
問8 階段を手すりや壁を伝わらずに昇っていますか	1. できるし、している 2. できるけどしていない 3. できない	左記の5つの設問において、3問以上、該当する選択肢（表の網掛け箇所）が回答された場合、運動器機能の低下している高齢者となります。
問9 椅子に座った状態から何にもつかまらず立ち上がっていますか	1. できるし、している 2. できるけどしていない 3. できない	
問10 15分くらい続けて歩いていますか	1. できるし、している 2. できるけどしていない 3. できない	
問11 過去1年間に転んだ経験がありますか	1. 何度もある 2. 1度ある 3. ない	
問12 転倒することへの不安は大きいですか	1. とても不安である 2. やや不安である 3. あまり不安でない 4. 不安でない	

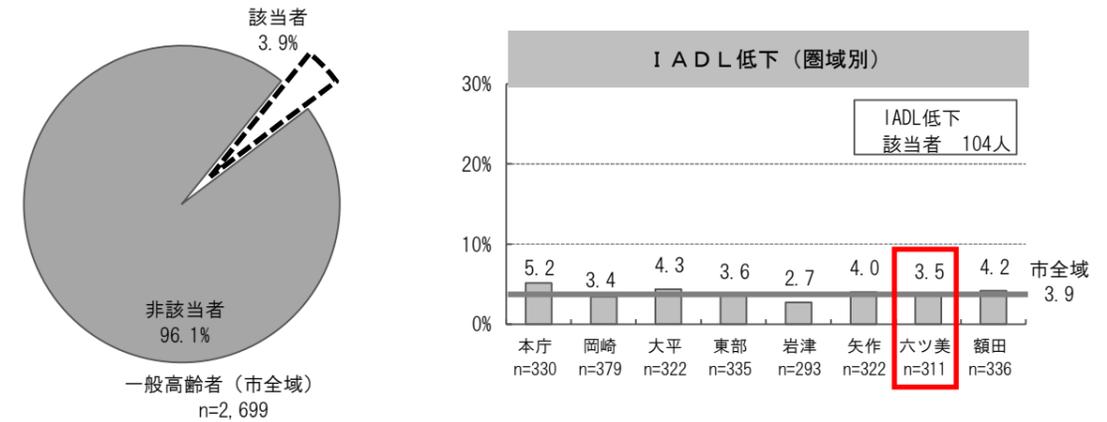
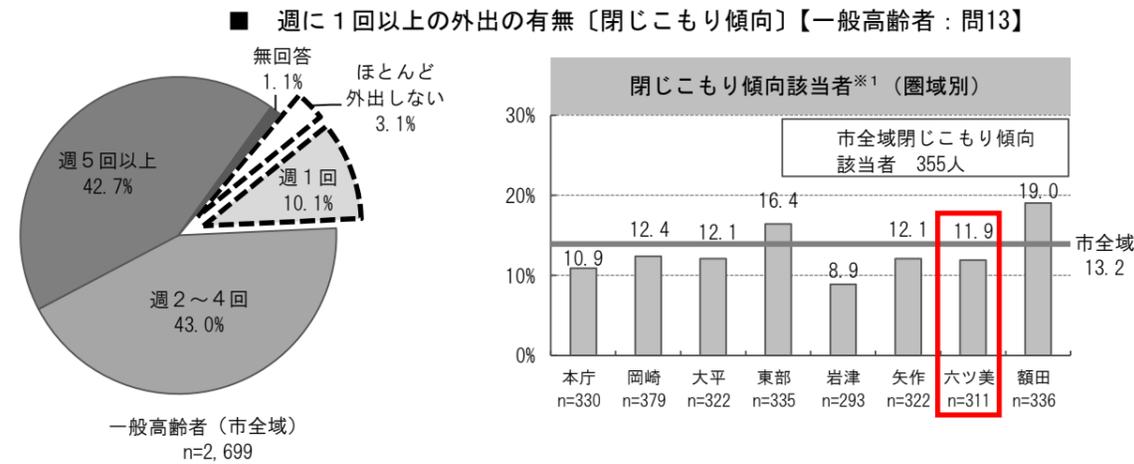
■ 運動器の機能低下状況（圏域別）【一般高齢者：問8～問12】



② 日常生活圏域別の閉じこもり傾向の状況

○ “週の外出が1回以下”を該当者とした日常生活圏域別の閉じこもり傾向をみると、六ツ美支所区域（11.9%）で市全域（13.2%）を下回っています。

■ IADLの低下状況（圏域別）【一般高齢者：問8～問12】



※「IADL」=Instrumental Activities of Daily Living

排泄・食事・就寝等、日常生活の基本動作ADL(日常生活動作)に関連した、買い物・料理・掃除等の幅広い動作のことをいいます。また、お金の管理、公共交通機関関連の利用なども含まれます。

2 日常生活等について

① IADL低下の状況

○ IADLの低下該当者は市全域では、わずか3.9%となっています。

○ IADLの低下該当者を日常生活圏域別にみると、「六ツ美支所区域」（3.5%）は市全域（3.9%）をわずかに下回っています。

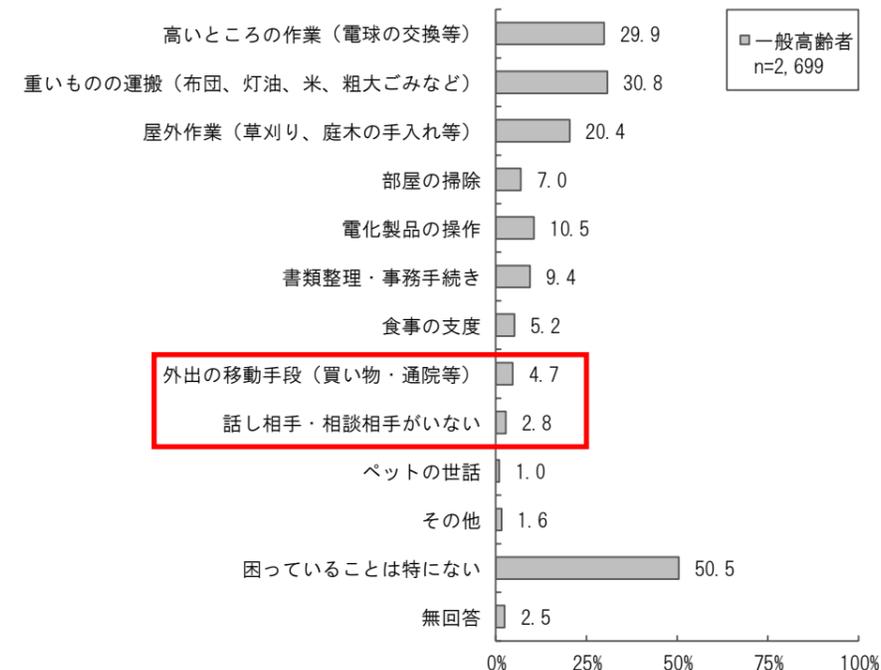
判定条件		左記の5つの設問において、2問以上、該当する選択肢（表の網掛け箇所）が回答された場合、IADL低下高齢者となります。
問22	バスや電車を使って1人で外出していますか 1. できるし、している 2. できるけどしていない 3. できない	
問23	自分で食品・日用品の買い物をしていますか 1. できるし、している 2. できるけどしていない 3. できない	
問24	自分で食事の用意をしていますか 1. できるし、している 2. できるけどしていない 3. できない	
問25	自分で請求書の支払いをしていますか 1. できるし、している 2. できるけどしていない 3. できない	
問26	自分で預貯金の出し入れをしていますか 1. できるし、している 2. できるけどしていない 3. できない	

② 日常生活で困っていること

○ 日常生活で困っていることをみると、「重いものの運搬（布団、灯油、米、粗大ごみなど）」（30.8%）や「高いところの作業（電球の交換等）」（29.9%）が高くなっています。

○ 「困っていることは特にない」は（50.5%）となっています。

■ 「日常生活での困りごと」【一般高齢者：問27】

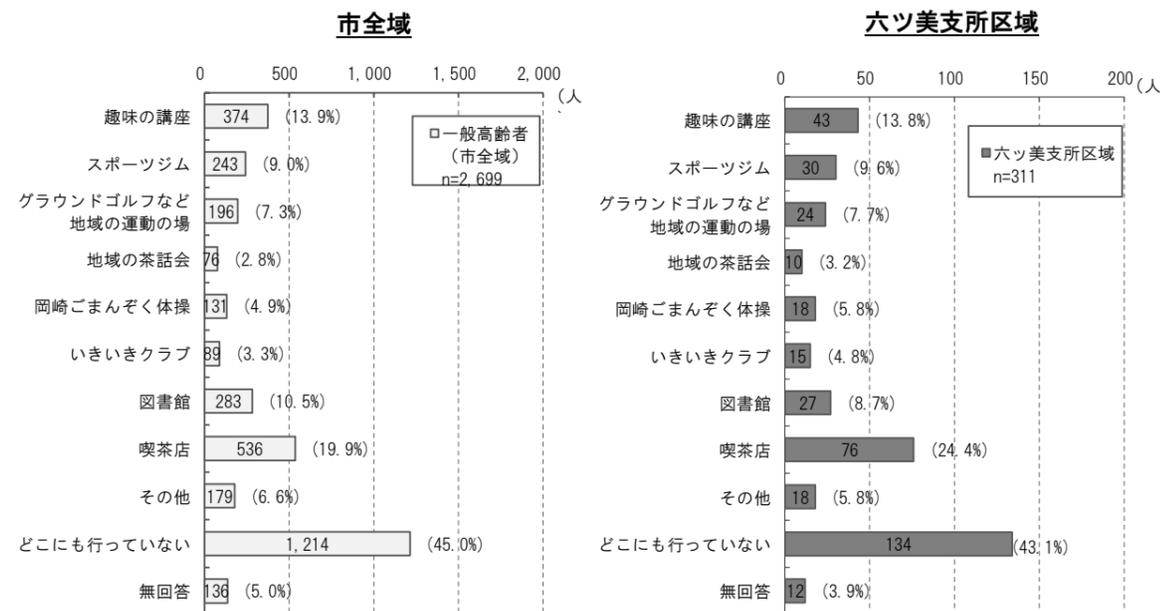


3 地域とのつながりについて

① 通いの場などの地域参加・活動状況

○通いの場への参加・活動状況をみると、「どこにも行っていない」が45.0%となっています。六ツ美支所区域で「どこにも行っていない」の割合（43.1%）が市全域を下回っています。

■ 通いの場への参加・活動状況（圏域別）【一般高齢者：問51】



② 地域住民による健康づくりや趣味のグループ活動への参加意向

○地域住民の有志による健康づくりや趣味のグループへの参加意向について、「ぜひ参加したい」と「参加してもよい」を合わせた“参加意向のある人”の割合は、参加者としてでは51.6%、企画・運営としてでは29.3%となっています。

○「既に参加している」の割合は参加者としてでは8.1%、企画・運営としてでは4.6%となっています。

■ 参加者としてグループ活動等に参加してみたいか【一般高齢者：問29】

